

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和元年6月14日（令和元年（行情）諮問第93号）

答申日：令和元年12月19日（令和元年度（行情）答申第405号）

事件名：「国連軍航空機（平成24年，平成25年）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる19文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成31年2月26日付け情報公開第02235号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示部分の特定を求める。

「理由1以外の不開示部分」といった表現は，不開示部分の特定に値せず。改めて不開示部分の箇所が特定できるよう表現を改めるべきである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は，平成30年8月15日付けで受理した審査請求人からの開示請求「国連軍航空機（平成24年，平成25年）」に対し，法11条による延長を行った後，相当の部分の決定として1件の文書を特定し，部分開示とする決定を行い（平成30年10月15日付け情報公開第01227号），さらに，最終決定として19件の文書を特定し，その全てを部分開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，平成31年3月1日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙記載の19件である。

3 不開示とした部分について

- (1) 文書2～16（理由2，3（下記（2）及び（3）に相当。以下同じ。）以外の不開示部分），17（理由2以外の不開示部分），18（理由2，3以外の不開示部分），19（理由2以外の不開示部分），20（理由2以外の不開示部分）については、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・検討の内容に関する記述や他国から提供された情報及びそれを示唆する情報であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。
- (2) 文書2（1，2及び19頁目の各下から1～3行目，21及び24頁目の各外務省FAX番号），3（1及び15頁目の各下から1～3行目，3及び19頁目の各外務省FAX番号），4（1，6及び35頁目の各下から1～3行目，5及び39頁目の各外務省FAX番号），5（14及び22頁目の各下から1～3行目，10及び21頁目の各外務省FAX番号），6（8頁目下から1～3行目，9頁目外務省FAX番号），7（1及び8頁目の各外務省FAX番号，9頁目外務省FAX番号），8（9，16及び17頁目の下から1～3行目，11，15及び18頁目の各外務省FAX番号），9（1及び2頁目の各下から1～3行目，6頁目外務省FAX番号），10（1，10及び15頁目の各下から1～3行目，4，11及び16頁目の各外務省FAX番号），11（8頁目下から1～3行目，12頁目外務省FAX番号），12（10及び20頁目の各下から1～3行目，24頁目外務省FAX番号），13（4，15，16及び30頁目の各外務省FAX番号，17及び34頁目の各下から1～3行目），14（4頁目下から1～3行目，8頁目外務省FAX番号），15（8及び20頁目の各下から1～3行目，9及び24頁目外務省FAX番号），16（7頁目外務省FAX番号，8頁目下から1～3行目），17（2及び6頁目の各下から1～3行目），18（7頁目外務省FAX番号，8及び11頁目各下から1～3行目），19（12及び16頁目の各下から1～3行目），20（17頁目下から1～3行目）については、外務省の非公表の連絡先であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。

なお、文書7の1頁目及び8頁目の外務省電話番号，Eメールアドレス，並びに3頁目及び4頁目の外務省FAX番号は、法5条3号及び5

号に該当し不開示としたが、外務省の非公表の連絡先であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示理由を法5条6号に変更することとする。

- (3) 文書2(21及び24頁目の各4～7行目)、3(3及び19頁目の各4～7行目)、4(5及び39頁目の各4～7行目)、5(10及び21頁目の各4～7行目)、6(9頁目4～7行目)、7(9頁目4～7行目)、8(11、15及び18頁目の各4～7行目)、9(6頁目4～7行目)、10(4、11及び16頁目の各4～7行目)、11(12頁目4～7行目)、12(24頁目4～7行目)、13(4、15、16及び30頁目の各4～7行目)、14(8頁目4～7行目)、15(9及び24頁目4～7行目)、16(7頁目4～7行目)、18(7頁目4～7行目)については、外国政府機関職員の非公表の連絡先であり、公にすることにより、外国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

なお、文書7の3頁目及び4頁目の4～7行目は、法5条3号及び5号に該当し不開示としたが、外国政府機関の非公表の連絡先であり、公にすることにより、外国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示理由を同条3号に変更することとする。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「『理由1以外の不開示部分』といった表現は、不開示部分の特定に値せず。改めて不開示部分の箇所が特定できるよう表現を改めるべきである。」等主張するが、原処分において不開示とした部分は開示決定等通知書により具体的に特定することができるものであり、当該通知書の記載に不備はない。また、審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを求めているが、処分庁において本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記3のとおり、同条各号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年12月2日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同月 17 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる 19 文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法 5 条 3 号、5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした原処分につき、上記第 3 の 3 (2) 及び (3) のとおり不開示理由を変更しつつも維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、上記第 3 の 3 (2) において、文書 7 の 1 頁目及び 8 頁目それぞれの外務省電話番号及び E メールアドレス並びに 3 頁目及び 4 頁目それぞれの外務省 F A X 番号の各不開示部分の不開示理由を法 5 条 3 号及び 5 号から同条 6 号に、また、同 3 (3) において、文書 7 の 3 頁目及び 4 頁目それぞれの 4 行目ないし 7 行目の各不開示部分の不開示理由を同条 3 号及び 5 号から同条 3 号に変更すると説明するが、当審査会において確認したところ、当該各不開示部分はいずれも開示実施文書においてマスキングされているものの、行政文書開示決定等通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

原処分については、行政文書開示決定等通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、当該部分は、原処分（行政文書開示決定等通知書）において開示された部分と認められるから、本件審査請求の対象外と解される。

さらに、当審査会において確認したところ、文書 11 の 8 枚目、文書 12 の 10 枚目、文書 13 の 17 枚目及び 34 枚目、文書 14 の 4 枚目、文書 15 の 8 枚目及び 20 枚目、文書 16 の 8 枚目、文書 17 の 2 枚目及び 6 枚目、文書 18 の 8 枚目及び 11 枚目並びに文書 19 の 12 枚目及び 16 枚目のそれぞれ下から 3 行目については、原処分において不開示とされているが、開示実施文書においてマスキングされていないことが認められた。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該各不開示部分は開示することとするとの説明があったため、以下、当該部分を除く不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について判断する。

- (2) 別表 1 の番号 1 に掲げる本件不開示維持部分

上記の各部分には、外務省の非公表の電話番号、F A X 番号及びメールアドレスが記載されていることが認められる。

ア 当該部分のうち、別表 2 の番号 1 に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らか

となつて、いたづらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ しかしながら、別表2の番号1に掲げる部分は、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる一般的な記載項目にすぎず、これを公にしても、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(3) 別表1の番号2に掲げる本件不開示維持部分

上記の各部分には、外国政府機関等職員の非公表の連絡先が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 上記(2)及び(3)以外の本件不開示維持部分

上記の各部分には、外国政府機関等から提供された国連軍所属の特定国の航空機及び同搭乗員の本邦入出国に係る詳細並びに当該入出国に対する我が国政府部内の対応等が記載されていることが認められる。

ア 上記の各部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

上記の各部分は、これを公にすることにより、国連軍所属の航空機の本邦入出国に係る詳細な情報及び当該入出国に対する政府部内における具体的な対応ぶりが明らかとなる。その結果、国連軍の活動を阻害しようとする相手方をして、各種の対抗・妨害措置を講ずることを可能ならしめるなど、国連軍との各種協力や国連軍の運用自体に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ又は関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、また、国連軍所属の航空機の本邦入出国への対応に係る種々の調整につき、政府部内の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当することから不開示とした。

イ 上記の各部分のうち、別表2の番号2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、国連軍所属航空機等の本邦入出国に係る詳細な情報及び当該入出国に対する政府部内における具体的な対応ぶりが明らかとなり、その結果、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全が害されるおそれがあるなどとする上記のアの諮問庁の説明は首肯できる。

よって、当該部分は、これを公にすることにより国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 一方、別表2の番号2に掲げる部分については、原処分で既に開示されている部分と同旨の若しくは同部分から容易に推測できる内容が記載されていること、又は、日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定3条1項において、国際連合軍司令部は、日本国政府に対し、入国者及び出国者の数、入国及び出国の日付、入国の目的並びに滞在予定期間を適切に通告しなければならないと規定されていること等から容易に推測できる内容であることが認められる。

よって、当該部分は、これを公にしても、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められないことから、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

本件対象文書

- 文書 2 国連軍所属軍機及び同搭乗員の入出国について（平成 25 年 1 月 1 日），ほか
- 文書 3 国連軍所属軍機及び同搭乗員の入出国について（平成 25 年 7 月 22 日），ほか
- 文書 4 国連軍所属軍機及び同搭乗員の入出国について（平成 25 年 6 月 29 日），ほか
- 文書 5 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 25 年 5 月 28 日），ほか
- 文書 6 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 25 年 4 月 10 日），ほか
- 文書 7 国連軍所属軍機及び同搭乗員の入出国について（平成 25 年 4 月 10 日），ほか
- 文書 8 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 25 年 3 月 13 日），ほか
- 文書 9 国連軍所属軍機及び同搭乗員の入出国について（平成 25 年 2 月 19 日），ほか
- 文書 10 国連軍所属軍機及び同搭乗員の入出国について（平成 25 年 2 月 6 日），ほか
- 文書 11 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 24 年 10 月 25 日），ほか
- 文書 12 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 24 年 10 月 25 日），ほか
- 文書 13 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 24 年 8 月 15 日），ほか
- 文書 14 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 24 年 8 月 17 日），ほか
- 文書 15 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について，（平成 24 年 7 月 20 日），ほか
- 文書 16 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 24 年 6 月 25 日），ほか
- 文書 17 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 24 年 5 月 31 日），ほか
- 文書 18 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 24 年 5 月 25 日），ほか
- 文書 19 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について（平成 24

年5月22日), ほか
文書20 国連軍所属軍機及び同搭乗員の本邦入出国について(平成24
年3月19日), ほか

※ 文書番号は, 原処分に係る行政文書開示決定等通知書の別紙の番号に
合わせたものである。

別表 1

番号	文書番号	頁	不開示部分
1	文書 2	1 枚目, 2 枚目及び 1 9 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		2 1 枚目及び 2 4 枚目	9 行目
	文書 3	1 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		3 枚目	9 行目
		1 5 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		1 9 枚目	9 行目
	文書 4	1 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		5 枚目	9 行目
		6 枚目及び 3 5 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		3 9 枚目	手書き箇所を除いた 9 行目 (1 2 文字目ないし 1 5 文字目を除く)
	文書 5	1 0 枚目	9 行目
		1 4 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		2 1 枚目	9 行目
		2 2 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
	文書 6	8 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		9 枚目	9 行目
	文書 7	1 枚目及び 8 枚目	下から 2 行目
		9 枚目	9 行目 (1 2 文字目ないし 1 5 文 字目を除く)
	文書 8	9 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		1 1 枚目及び 1 5 枚目	9 行目
		1 6 枚目及び 1 7 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		1 8 枚目	9 行目
	文書 9	1 枚目及び 2 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		6 枚目	9 行目
	文書 1 0	1 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		4 枚目	9 行目
		1 0 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		1 1 枚目	9 行目
		1 5 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		1 6 枚目	9 行目
文書 1 1	8 枚目	下から 2 行目及び 1 行目	

		1 2 枚目	9 行目
	文書 1 2	1 0 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		2 0 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		2 4 枚目	9 行目
	文書 1 3	4 枚目, 1 5 枚目及び 1 6 枚目	9 行目
		1 7 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		3 0 枚目	9 行目
		3 4 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
	文書 1 4	4 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		8 枚目	9 行目
	文書 1 5	8 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		9 枚目	9 行目
		2 0 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		2 4 枚目	9 行目
	文書 1 6	7 枚目	9 行目
		8 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
	文書 1 7	2 枚目及び 6 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
	文書 1 8	7 枚目	9 行目
		8 枚目及び 1 1 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
	文書 1 9	1 2 枚目及び 1 6 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
	文書 2 0	1 7 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
2	文書 2	2 1 枚目及び 2 4 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 3	3 枚目及び 1 9 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 4	5 枚目及び 3 9 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 5	1 0 枚目及び 2 1 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 6	9 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 7	9 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 8	1 1 枚目, 1 5 枚目及 び 1 8 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 9	6 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 1 0	4 枚目, 1 1 枚目及び 1 6 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 1 1	1 2 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 1 2	2 4 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 1 3	4 枚目, 1 5 枚目, 1 6 枚目及び 3 0 枚目	4 行目ないし 7 行目

	文書 1 4	8 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 1 5	9 枚目及び 2 4 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 1 6	7 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 1 8	7 枚目	4 行目ないし 7 行目

別表 2

番号	文書番号	開示頁	開示すべき不開示部分
1	文書 4	3 9 枚目	手書き箇所を除いた 9 行目 1 2 文字目ないし 1 5 文字目
	文書 7	9 枚目	9 行目 1 2 文字目ないし 1 5 文字目
2	文書 2	1 枚目	1 1 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 3 文字目を除く）及び 1 2 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目
		6 枚目	6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目， 7 行目（1 3 文字目を除く）並びに 8 行目
		1 0 枚目	4 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目， 5 行目（1 3 文字目を除く）並びに 6 行目
		1 1 枚目	4 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目， 5 行目（1 3 文字目を除く）並びに 6 行目
		1 5 枚目	4 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 9 文字目を除く）， 5 行目（1 2 文字目を除く）及び 6 行目
		1 9 枚目	1 1 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 3 文字目を除く）及び 1 2 行目
		文書 3	1 枚目
	5 枚目	6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目， 7 行目（1 3 文字目及び 1 4 文字目を除く）並びに 8 行目	
	6 枚目	4 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目， 5 行目（1 3 文字目及び 1 4 文字目を除く）並びに 6 行目	
	1 1 枚目	4 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目， 5 行目（1 3 文字目及び 1 4 文字目を除く）並びに 6 行目	
	1 5 枚目	1 1 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1	

		7文字目ないし23文字目を除く)及び12行目
文書4	1枚目	11行目4文字目ないし6文字目及び15文字目以降, 12行目(12文字目ないし19文字目及び右から12文字目ないし7文字目を除く)並びに13行目
	6枚目	11行目4文字目ないし6文字目及び15文字目以降並びに12行目(5文字目ないし12文字目及び右から15文字目ないし10文字目を除く)
	11枚目	6行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目, 7行目(13文字目ないし20文字目を除く), 8行目並びに9行目
	12枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目, 5行目(13文字目ないし20文字目を除く), 6行目(手書き箇所を含む)並びに7行目
	17枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目, 5行目(13文字目ないし20文字目を除く), 6行目(手書き箇所を含む)並びに7行目
	27枚目	4行目1文字目ないし3文字目及び18文字目ないし20文字目, 5行目右から18文字以降, 6行目1文字目ないし11文字目, 7行目1文字目ないし7文字目及び右から9文字目以降, 8行目1文字目ないし12文字目及び右から2文字目以降並びに9行目
	35枚目	11行目(7文字目ないし14文字目及び17文字目ないし23文字目を除く)及び12行目
文書5	2枚目	4行目, 5行目9文字目ないし11文字目及び右から7文字目以降, 6行目(6文字目及び7文字目並びに右から10文字目ないし5文字目を除く)並びに7行目
	3枚目	5行目, 6行目9文字目ないし11文字目及び右から7文字目以降, 7行目(6文字目及

			び7文字目並びに右から10文字目ないし5文字目を除く)並びに8行目
		4枚目	6行目(右から5文字目以降を除く),7行目4文字目ないし6文字目並びに右から17文字目ないし6文字目及び3文字目以降,8行目(12文字目ないし17文字目を除く)並びに9行目
		11枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目,5行目(13文字目及び14文字目を除く)並びに6行目
		12枚目	手書き箇所を除いた4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目,5行目(13文字目及び14文字目を除く)並びに6行目
		13枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目,5行目(13文字目及び14文字目を除く)並びに6行目
		14枚目	11行目(右から10文字目以降を除く),12行目(4文字目ないし8文字目及び14文字目ないし25文字目を除く)及び13行目1文字目ないし10文字目
		16枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目,5行目(13文字目及び14文字目を除く)並びに6行目
		17枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目,5行目(13文字目及び14文字目を除く)並びに6行目
		22枚目	11行目(7文字目ないし14文字目及び17文字目ないし23文字目を除く),12行目,17行目及び18行目
	文書6	2枚目	6行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし28文字目を除く),7行目(11文字目ないし18文字目を除く)及び8行目
		3枚目	4行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし28文字目を除く),5行目(11文字目ないし18文字目を除く)及び

		6行目
	8枚目	1 1行目 4文字目ないし 6文字目, 1 5文字目ないし 1 7文字目及び 2 2文字目以降並びに 1 2行目
文書 7	1枚目	1 1行目 4文字目ないし 6文字目及び 1 5文字目ないし 1 7文字目, 1 2行目 右から 1 9文字目ないし 1 2文字目及び 9文字目以降並びに 1 3行目 7文字目以降
	8枚目	1 1行目 (7文字目ないし 1 4文字目及び 1 7文字目ないし 2 3文字目を除く) 及び 1 2行目
	1 1枚目	4行目 (右から 1文字目を除く), 5行目 8文字目ないし 1 0文字目及び 右から 9文字目以降, 6行目 1文字目ないし 4文字目及び 7文字目ないし 2 5文字目並びに 7行目 6文字目以降
	1 2枚目	6行目 (右から 4文字目以降を除く), 7行目 5文字目ないし 7文字目並びに 右から 1 6文字目ないし 4文字目及び 1文字目, 8行目 (右から 1 7文字目ないし 8文字目を除く) 並びに 9行目
文書 8	2枚目	4行目 (右から 1文字目を除く), 5行目 8文字目ないし 1 0文字目及び 右から 9文字目以降, 6行目 1文字目ないし 4文字目及び 7文字目ないし 2 5文字目並びに 7行目 6文字目以降
	3枚目	6行目 (右から 4文字目以降を除く), 7行目 5文字目ないし 7文字目並びに 右から 1 6文字目ないし 4文字目及び 1文字目, 8行目 (右から 1 7文字目ないし 8文字目を除く) 並びに 9行目
	9枚目	1 1行目 (7文字目ないし 1 4文字目及び 1 7文字目ないし 2 3文字目を除く), 1 2行目 (右から 1 3文字目以降を除く) 及び 1 3行目 4文字目以降
	1 3枚目	4行目 (7文字目ないし 1 4文字目及び 1 8文字目ないし 2 7文字目を除く), 5行目

		(10文字目及び11文字目を除く)及び6行目
	14枚目	6行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし27文字目を除く), 7行目(6文字目及び7文字目を除く)及び8行目
	16枚目	11行目(7文字目ないし14文字目及び17文字目ないし23文字目を除く), 12行目(右から18文字目ないし2文字目を除く)及び13行目
	17枚目	11行目(7文字目ないし14文字目及び17文字目ないし22文字目を除く)及び12行目
	20枚目	4行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし27文字目を除く), 5行目(10文字目及び11文字目を除く)及び6行目
文書9	1枚目	11行目12文字目ないし19文字目及び22文字目ないし24文字目, 12行目(11文字目ないし13文字目及び右から18文字目ないし9文字目を除く)並びに13行目
	2枚目	手書き箇所を除いた14行目4文字目ないし6文字目及び15文字目以降並びに15行目
文書10	1枚目	12行目4文字目ないし6文字目及び15文字目以降, 13行目並びに15行目4文字目ないし7文字目, 10文字目ないし18文字目及び右から1文字目
	8枚目	5行目(手書き箇所を含む。右から6文字目以降を除く), 6行目3文字目ないし5文字目並びに右から15文字目ないし4文字目及び1文字目, 7行目1文字目ないし17文字目並びに9行目6文字目以降
	9枚目	7行目(右から5文字目以降を除く), 8行目4文字目ないし6文字目, 18文字目ないし29文字目及び右から4文字目以降, 9行目(15文字目ないし32文字目を除く)並びに10行目
	10枚目	12行目4文字目ないし6文字目及び15文

		字目以降， 1 3 行目， 1 4 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 9 文字目ないし 6 文字目及び 3 文字目以降並びに 1 5 行目
	1 5 枚目	1 2 行目（ 7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 2 文字目を除く）及び 1 3 行目
	2 1 枚目	4 行目（ 7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 8 文字目を除く）， 5 行目（ 1 1 文字目及び 1 2 文字目を除く）並びに 6 行目（右から 5 文字目以降を除く）
	2 2 枚目	6 行目（ 7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 8 文字目を除く）， 7 行目（ 6 文字目及び 7 文字目を除く）及び 8 行目
文書 1 1	2 枚目	4 行目（ 7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 3 0 文字目を除く）， 5 行目（ 9 文字目及び 1 0 文字目並びに右から 7 文字目及び 6 文字目を除く）及び 6 行目
	3 枚目	6 行目（ 7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 3 0 文字目を除く）， 7 行目（ 1 0 文字目及び 1 1 文字目を除く）及び 8 行目
	4 枚目	4 行目（ 7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 3 0 文字目を除く）， 5 行目（ 9 文字目及び 1 0 文字目並びに右から 7 文字目及び 6 文字目を除く）及び 6 行目
	8 枚目	手書き箇所を除いた 1 2 行目（ 7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 4 文字目を除く）及び 1 3 行目
文書 1 2	2 枚目	4 行目， 5 行目 1 文字目及び 1 0 文字目ないし 1 2 文字目並びに右から 1 0 文字目以降， 6 行目（ 3 文字目及び 4 文字目並びに右から 1 3 文字目及び 1 2 文字目を除く）並びに 7 行目
	3 枚目	6 行目， 7 行目 1 文字目及び 1 0 文字目ないし 1 2 文字目並びに右から 1 0 文字目以降， 8 行目（ 3 文字目及び 4 文字目並びに右から 1 3 文字目及び 1 2 文字目を除く）並びに 9

		行目
	6枚目	6行目（7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし30文字目を除く），7行目（10文字目及び11文字目を除く）及び8行目
	10枚目	手書き箇所を除いた12行目（18文字目及び19文字目を除く），13行目1文字目ないし16文字目及び右から17文字目ないし8文字目並びに14行目2文字目ないし4文字目及び7文字目以降
	13枚目	4行目，5行目1文字目及び10文字目ないし12文字目並びに右から10文字目以降，6行目（3文字目及び4文字目並びに右から13文字目及び12文字目を除く）並びに7行目
	15枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から1文字目，5行目（12文字目及び13文字目を除く）並びに6行目
	16枚目	6行目（7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし30文字目を除く），7行目（10文字目及び11文字目を除く）及び8行目
	20枚目	手書き箇所を除いた12行目（7文字目ないし14文字目及び17文字目ないし24文字目を除く）及び13行目
文書13	2枚目	4行目，5行目（4文字目ないし11文字目及び15文字目ないし26文字目を除く），6行目（8文字目及び9文字目並びに右から4文字目及び3文字目を除く）及び7行目
	3枚目	6行目，7行目9文字目ないし11文字目及び右から12文字目以降，8行目3文字目ないし20文字目及び23文字目以降並びに9行目
	9枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から1文字目，5行目（12文字目及び13文字目を除く）

			並びに 6 行目
		10 枚目	6 行目（7 文字目ないし 14 文字目及び 18 文字目ないし 29 文字目を除く）， 7 行目（8 文字目及び 9 文字目を除く）及び 8 行目
		17 枚目	12 行目（右から 12 文字目ないし 5 文字目及び 2 文字目以降を除く）及び 13 行目 6 文字目ないし 23 文字目及び 26 文字目以降
		22 枚目	4 行目， 5 行目（4 文字目ないし 11 文字目及び 15 文字目ないし 26 文字目を除く）， 6 行目（8 文字目及び 9 文字目並びに右から 4 文字目及び 3 文字目を除く）及び 7 行目
		28 枚目	4 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 15 文字目ないし 17 文字目並びに右から 1 文字目， 5 行目（12 文字目及び 13 文字目を除く）並びに 6 行目
		29 枚目	6 行目（7 文字目ないし 14 文字目及び 18 文字目ないし 29 文字目を除く）， 7 行目（6 文字目及び 7 文字目を除く）及び 8 行目
		34 枚目	12 行目（7 文字目ないし 14 文字目及び 17 文字目ないし 23 文字目を除く）及び 13 行目
	文書 14	2 枚目	4 行目（手書き箇所を含む。右から 3 文字目以降を除く）， 5 行目 6 文字目ないし 8 文字目及び 20 文字目以降， 6 行目 3 文字目ないし 20 文字目及び 23 文字目以降並びに 7 行目
		3 枚目	7 行目， 8 行目 9 文字目ないし 11 文字目及び右から 9 文字目以降， 9 行目（4 文字目及び 5 文字目並びに右から 8 文字目及び 7 文字目を除く）並びに 10 行目
		4 枚目	手書き箇所を除いた 12 行目（7 文字目ないし 14 文字目及び 17 文字目ないし 22 文字目を除く）及び 13 行目 12 文字目以降
	文書 15	2 枚目	4 行目（手書き箇所を含む。右から 8 文字目以降を除く）， 5 行目 1 文字目ないし 3 文字目並びに右から 17 文字目ないし 6 文字目及び 4 文字目以降， 6 行目（15 文字目及び 1

			6文字目を除く)並びに7行目
		3枚目	6行目(右から2文字目以降を除く),7行目7文字目ないし9文字目並びに右から15文字目ないし4文字目及び2文字目以降,8行目(17文字目及び18文字目を除く)並びに9行目
		4枚目	6行目(右から2文字目以降を除く),7行目7文字目ないし9文字目並びに右から15文字目ないし4文字目及び2文字目以降,8行目(17文字目及び18文字目を除く)並びに9行目
		8枚目	12行目(7文字目ないし22文字目を除く),13行目(右から10文字目ないし4文字目を除く)及び14行目
		13枚目	7行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から1文字目,8行目(12文字目を除く)並びに9行目
		15枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から1文字目,5行目(12文字目を除く)並びに6行目
		16枚目	7行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から1文字目,8行目(12文字目を除く)並びに9行目
		20枚目	手書き箇所を除いた12行目(7文字目ないし14文字目及び17文字目ないし23文字目を除く)及び13行目
	文書16	2枚目	4行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から1文字目,5行目(12文字目及び13文字目を除く)並びに6行目
		3枚目	6行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし28文字目を除く),7行目(10文字目及び11文字目を除く)及び8行目
		8枚目	12行目(7文字目ないし14文字目及び17文字目ないし23文字目を除く)及び13行目

	1 2 枚目	6 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 9 文字目を除く）， 7 行目（4 文字目及び 5 文字目を除く）及び 8 行目
文書 1 7	2 枚目	1 2 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 3 文字目を除く）及び 1 3 行目
	4 枚目	5 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 文字目， 6 行目（1 2 文字目及び 1 3 文字目を除く） 並びに 7 行目
	5 枚目	7 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 文字目， 8 行目（1 2 文字目及び 1 3 文字目を除く） 並びに 9 行目
	6 枚目	1 2 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 3 文字目を除く）及び 1 3 行目
文書 1 8	2 枚目	6 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 9 文字目を除く）， 7 行目（4 文字目及び 5 文字目を除く）及び 8 行目
	3 枚目	7 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 文字目， 8 行目（1 2 文字目及び 1 3 文字目を除く） 並びに 9 行目
	8 枚目	1 2 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 3 文字目を除く）及び 1 3 行目
	1 1 枚目	1 2 行目（1 2 文字目及び 1 3 文字目並びに 1 6 文字目ないし 2 7 文字目を除く）， 1 3 行目（右から 1 1 文字目以降を除く）及び 1 4 行目 4 文字目以降
文書 1 9	2 枚目	6 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 9 文字目を除く）， 7 行目（4 文字目及び 5 文字目を除く）及び 8 行目
	3 枚目	7 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 文字目， 8 行目（1 2 文字目及び 1 3 文字目を除く）

			並びに 9 行目
		8 枚目	6 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 9 文字目を除く）， 7 行目（4 文字目及び 5 文字目を除く）及び 8 行目
		1 2 枚目	1 2 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 3 文字目を除く）及び 1 3 行目
		1 6 枚目	1 2 行目（右から 1 3 文字目及び 1 2 文字目並びに 9 文字目以降を除く）， 1 3 行目 5 文字目ないし 1 7 文字目及び 2 7 文字目以降並びに 1 4 行目
		1 8 枚目	7 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 文字目， 8 行目（1 2 文字目及び 1 3 文字目を除く）並びに 9 行目
	文書 2 0	2 枚目	5 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 文字目， 6 行目（手書き箇所を含む。 1 2 文字目及び 1 3 文字目を除く）並びに 7 行目
		1 1 枚目	手書き箇所を除いた 6 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 9 文字目を除く）， 7 行目（4 文字目及び 5 文字目を除く）及び 8 行目
		1 7 枚目	手書き箇所を除いた 1 2 行目（7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 3 文字目を除く）及び 1 3 行目